

令和4年度（2022年度）

第3回北海道環境審議会自然環境部会

議 事 録

日 時：2023年3月30日（木）午後1時30分開会
場 所：かでの2・7 7階 730研修室

1. 開 会

○事務局（本間自然環境課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第3回北海道環境審議会自然環境部会を開催いたします。

司会を務めます自然環境課長の本間と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数13名のうち、7名のご出席をいただいておりますことから、北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項の規定によりまして、当部会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、一部の委員におかれましては、インターネットウェブ会議によるご参加となっておりますことを併せてご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（本間自然環境課長） それでは、開会に当たりまして、自然環境局長の高橋よりご挨拶を申し上げます。

○高橋自然環境局長 自然環境局長の高橋でございます。

今年度の3回目となります北海道環境審議会自然環境部会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、北海道環境審議会自然環境部会の委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から北海道の自然環境行政に様々な形でお力添えをいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

当部会は、昨年12月の委員改選後初めての開催となりますので、新たに委員となりました皆様におかれましては、本道の自然環境・野生動物行政の推進にご指導、ご助言を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、3年間続きましたコロナ禍でございましたが、ようやく最近になりまして落ち着きを見せ、再来週の4月15、16日には、札幌におきましてG7気候・エネルギー・環境大臣会合が開催される運びとなっているところでございます。

近年、気候変動対策と生物多様性の連携した取組が求められます中、北海道の自然環境、生物多様性に関わります取組は、環境のみならず、社会経済の統合的な向上の観点から、ますます重要性を増していると認識しているところでございます。

本日は、部会長及び職務代理者の選出の後、記念保護樹木の指定の解除に関する諮問の件、それから、前回、昨年8月5日の当部会でご審議をいただきました北海道生物多様性保全計画の変更の継続審議の件、さらには、本日の午前中にこの場所で開催されておりました地球温暖化対策部会及び環境審議会の親会でご審議が進められております地域脱炭素化促進区域の件に関しましてご議論いただく予定となっております。

限られた時間でございますが、皆様には、それぞれご専門のお立場から貴重なご意見を

賜り、ご審議いただきますよう重ねてお願いを申し上げる次第でございます。

簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（本間自然環境課長） それでは、議事に入る前に、ご挨拶にもありましたとおり、当部会は昨年12月の委員改選後初めての部会開催となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。

初めに、新たに任命された専門委員をご紹介します。

公益社団法人北海道獣医師会専務理事の菅野一敏専門委員です。

一般社団法人北海道猟友会理事の近藤良信専門委員です。

北海道大学北方生物圏フィールド科学センター教授の中村誠宏専門委員です。

また、本日は欠席ではございますが、帯広畜産大学グローバルアグロメディシン研究センター准教授の赤坂卓美専門委員と北海道大学大学院農学研究院講師の松島肇専門委員を合わせまして5名の方が新委員となります。

どうぞよろしく願いいたします。

なお、任期は令和6年12月までとなっております。

続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

お手元の次第の下段に配付資料一覧を表示させていただいております。

資料1-1から資料1-7まで、資料2-1から2-4まで、資料3と資料3の別紙、参考資料は1から3まで添付しております。

不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

本日の議事といたしましては、次第にあります4件を予定しております。

議事終了は15時30分頃を予定させていただきます。

そのため、初めてご出席いただいた委員の皆様におかれましては、大変申し訳ございませんが、環境審議会の仕組みにつきましては資料の添付のみとさせていただきます。どうぞご了承ください。

3. 議 事

○事務局（本間自然環境課長） それでは、議事に入ります。

議事（1）としまして、部会長及び職務代理者の指名について議題といたします。

部会長は、部会を招集し、会務を総理し、部会での審議結果を北海道環境審議会に報告するという役割を担っております。また、職務代理者につきましては、環境審議会運営要綱第3条第2項におきまして、部会長があらかじめ指名することとされております。

まず、部会長の選出ですが、審議会条例施行規則第2条第3項におきまして、部会委員の中から互選するという規定になっておりますが、どなたかご推薦はありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局(本間自然環境課長) なければ、事務局案をお示しするという事によろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(本間自然環境課長) ありがとうございます。

それでは、前期に続きまして、吉中委員に部会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(本間自然環境課長) 皆さん、ご異議なしということですので、吉中委員に部会長をお願いいたします。

吉中委員につきましては、部会長席にご移動をお願いいたします。

[部会長は所定の席に着く]

○事務局(本間自然環境課長) 吉中部会長、一言、ご挨拶をお願いできますでしょうか。

○吉中部会長 皆さん、どうもこんにちは。

酪農学園大学の環境共生学類におります吉中と申します。どうぞよろしく願いいたします。

部会長ということで、力不足ではございますけれども、できるだけ皆さんのお役に立てるように頑張りたいと思います。ご協力をどうぞよろしく願いいたします。

どうもありがとうございます。

○事務局(本間自然環境課長) ありがとうございます。

これからの議事進行につきましては、吉中部会長をお願いいたします。

○吉中部会長 それでは、先ほどご説明のあった議事次第に沿って進めていきたいと思っております。

まず、職務代理者を私からあらかじめ指名することになっております。

児矢野委員をお願いしたいと思います。

児矢野委員、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事次第に沿っていきたくと思いますが、最後にその他がありますので、もし何かありましたらそこでご発言いただければと思います。

審議事項は二つ用意されています。

一つ目は、記念保護樹木の指定の解除についてですが、諮問を受けて、了承が得られれば答申をさせていただくという案件かと思っております。

それではまず、事務局から諮問をいただきます。よろしく願いいたします。

○事務局(高橋自然環境局長) 着座にて失礼いたします。

本日付で諮問をさせていただきます。

自然第1090号

令和5年(2023年)3月30日

北海道環境審議会会長中村太士様

北海道知事鈴木直道

記念保護樹木の指定の解除について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問します。

記

諮問の理由

記念保護樹木として指定した次の樹木の指定を解除することについて、北海道自然環境等保全条例第23条第2項において準用する同条例第14条第3項前段の規定に基づき、意見を求めるものです。

とのみの松記念保護樹木（森町所在）

環境生活部自然環境局自然環境課

〔諮問書の手交〕

○吉中部会長 ありがとうございます。

今、会場にご出席いただいている委員のお手元にコピーがお配りされたと思います。

今、その旨、諮問をいただきました。

オンラインの方には、今、局長がご説明いただいた内容で確かに質問をいただきましたので、ご了解いただければと思います。ありがとうございます。

では、この案件につきまして、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（瀧澤課長補佐） 自然環境課公園保全係の瀧澤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

（資料1について説明）

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただいたことにつきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○児矢野委員 結論としては、異論は全然なくて、そうせざるを得ないだろうと思うのですが、仕組みについて幾つか事務局にお伺いしたいことがあります。

1点目は、備考欄で、これは批判の話ではなくて、本当に事実を知りたいのですけれども、令和元年度に一斉点検を実施と書いてありますが、これは通常どの程度の頻度でされるのですか。一斉に登録されているリストにあるものについて何年か置きにやるというものなのですか。

2点目は、維持のために保全事業をされていますけれども、保全事業というのは基本的に実施主体は道となるのかなと思います。そうすると、保全関係の維持のための費用は道が負担をされていることになっていて、いわゆる所有者は維持のために何がしかの経済的負担を負うということはないのか。または、道が保全事業としてやること以外に事業者が維持のために措置を取った際の費用の負担に関して、道から何がしかの補助があるのかどうかということです。

3点目は、今回の場合は指定解除ということで伐採ということになると思うのですが、一般論として、もし近隣において指定樹木の倒壊で損害が発生した場合です。私人間で私人に損害が発生した場合とか、それが倒れて人が亡くなるとかけがをすることがあった場合に賠償責任は全て所有者が負うことになっているのか、また、道が何がしかの責任を負うということになっているのか。

条例を拝見すると、特段、以上の点について明記がないので、運用上はどうなっているかということですが、その辺りにつきましては、今後、一般的にこの記念樹木の位置づけを考える場合に、住民の負担があまりに大きいと、当然、住民の皆さんは解除したくなってきます。こういう問題は文化財では一般的にみんなあると思うのですがけれども、この樹木に関して、道としてはどういう仕組みになっているかということをお教えいただければと思います。

○事務局（瀧澤課長補佐） まず、一斉点検の件につきましては、通常の記事保護樹木の維持に関しては、所有者が実施するということになっております。記事保護樹木の所有権は所有者にありますので、基本的には所有者が行います。

今回の一斉点検については、令和元年に初めて全道の記事保護樹木を点検したものでございます。通常の記事点検については、道が委嘱しております自然保護監視員であるとか振興局職員による巡視等によってされているところでございます。

2点目の事故が発生したときの所有者の負担の考え方についてですが、特段、自然環境等保全条例等で明記されたものはございませんで、民法に基づき土地の工作物の設置というようなものがあるのですがけれども、竹木の植栽または支持に瑕疵がある場合についてはその所有者が責任を負うということで、それを準用して、記事保護樹木で何か事故があったときには所有者が責任を負うということになっております。

また、保全事業に係る道の費用に関してですが、年に1か所、できて2か所ですがけれども、保全事業について、樹木診断とか、腐朽してしまったところの治療などについては、道が記事保護樹木の治療をすることは実際にありますが、先ほど言ったように、通常の枯れた枝の伐採や維持管理については所有者が行うことになっております。

○児矢野委員 今のお答えに関する質問ですがけれども、最後の話で、維持は基本的には所有者がやるということですが、それも含めて何かの補助は道からは一切ないということですか。経済的な補助です。

○事務局（瀧澤課長補佐） 残念ながら、道からの経済的な補助というのは、先ほど言った治療など以外にはありません。

○児矢野委員 細かいことですが、治療というのは、住民が治療が必要だと判断して道に申請をし、道の担当者が来て確認されて、必要な診断、治療を行うということですか。それとも、所有者で治療をして、その費用について道に申請して道が支払うということですか。

それから、損害賠償の件は、全て所有者のみの民事責任ということで、道には特に責任

はないということですね。

○事務局（瀧澤課長補佐） 1点目の治療に関してですが、まずは、資料にあるとおり、一斉点検をした結果、治療といいますか、措置を施さなければならない、早急に対応しなければならないといったものから順に、樹木医の診断を受けてから、実際に治療が必要なものと判断されたものは治療をしていくという流れになっております。

ですから、1年に1か所の診断をして、次の年に治療に入るというやり方で事業を進めている状況です。

2点目については、先ほど言ったように、道が何かしらの責任を負うというような制度にはなっていないということです。

○児矢野委員 何度も申し訳ないのですが、先ほどの話だと、一斉点検というのは、通常は、令和5年度には一斉点検とありますけれども、これと今おっしゃっている1年に1回の点検は別なのですか。

令和元年度にされた一斉点検というのは、何か特殊な事情があってやったものなのか、定期的に5年に1回ぐらいで全道一斉にやることになっていてという話なのか。

先ほどの話だと、年に1回一斉点検ということをおっしゃっていたので、そこら辺の関係がよく分からなくて、すみません。

○事務局（瀧澤課長補佐） 一斉点検は、令和元年に初めて全道で行ったもので、これまででは行っていなかったのです。

先ほど言った記念保護樹木の樹木医の診断については、これまでは点検をしていなかったのですけれども、所有者からの申出なりで必要な場合に樹木医に診断してもらって、次の年に治療に入るというやり方で進めております。

ですから、振興局職員とか自然保護監視員が記念保護樹木を定期的に巡視しておりますけれども、それは、先ほど言ったように、月1回なり2回なりということで見ているところですが、一斉点検については今回初めて実施したものでございます。

○児矢野委員 そうすると、一斉点検は令和元年度にあって、これは特殊な事情があってたまたまやったということですか。それとも、今後、定期的にやっていく予定があるということなのですか。

また、そうすると、樹木医の診断があって、必要なときには道に連絡が来て、道が樹木医を派遣して、その分の費用は道が負担されていますね。そうすると、全てが所有者の経済負担というわけではなくて、所有者のその都度の判断によって、必要な場合には道に連絡が来て、道が維持費も含めて対応しているという理解でいいのですか。

○事務局（瀧澤課長補佐） 樹木医の診断については、先ほど言った巡視等で腐朽が進んでいるとか、所有者から倒れそうなので見てもらえないとか、そういった申出があって、道の予算の範囲の中で樹木医を派遣して診断していただいています。そして、診断の結果、治療が必要だという場合については、次の年に治療となります。その年に予算があればその範囲内でできるのですが、予算がない場合は次の年に実際に治療をしていただくという

やり方をさせていただいております。

これまでは一斉点検をしてきていなかったのですが、記念保護樹木自体、かなり長い時間、生きてきた樹木ということで、かなり傷みが進んでいるというご指摘を受けたことがあります。それに基づきまして、では、全道一斉に点検してみようということになりまして、4から1までのランクづけをして、今の状況を把握したということでございます。

○児矢野委員 定期的にやる予定とか……やったということですか。

○事務局（瀧澤課長補佐） そうですね。今回はニーズがあってやらせていただいたということなんです。通常は、先ほど言ったように、自然保護監視員などの巡視によって報告いただいているという状況でございます。

○児矢野委員 そうすると、今回の指定解除の理由が該当するかというのは、道のほうでは、現場に行って、申出の該当性については目視で確認されていると考えてよろしいですか。書類だけではなくて、現実に担当者が行って見ているということですか。

○事務局（瀧澤課長補佐） 我々職員が現地に行って、現状を確認して、今回の申出を受けたということになっております。

○吉中部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 事務局に2年前の答申書をつけていただいていますけれども、その一つ目で、環境緑地保護地区の保全について十分配慮する、道全体のというものがありますので、これからも、環境緑地保護地区に限らず、条例で規定されているものの保全について、ぜひ道としてもご尽力していただければありがたいと思います。条例でも、道は保全の措置を講ずることと明記されていますので、ご検討いただければと思います。よろしく願います。

ほかになければ、この諮問を受けましたことと、今の児矢野委員のご意見や私が申し上げたことも議事録に載せていただいて、諮問をいただいた原案どおり答申させていただくということでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、諮問をいただいた本案件は、原案どおり答申させていただきたいと思っております。

説明がありませんでしたけれども、これは指定事項ということで会長宛ての諮問ですが、この部会から答申させていただくことで正式な答申となりますので、次回以降の親会で私からその旨をご報告させていただきたいと思っております。

それでは、答申文をお読みします。

令和5年3月30日

北海道知事鈴木直道様

北海道環境審議会会長中村太士

記念保護樹木の指定の解除について（答申）

令和5年3月30日付け、自然第1090号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、原案を適当と認める旨決議したので、答申します。

こういう形で答申させていただきたいと思います。

〔答申書の手交〕

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

局長から一言お願いします。

○事務局（高橋自然環境局長） ただいま部会長より答申をいただきました。

吉中部会長をはじめ、委員の皆様には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

道といたしましては、答申を踏まえまして、先ほど部会長よりご指摘がありました各種事業の推進に向けしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございますので、今後とも引き続きご助言を賜りますよう、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

○吉中部会長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○近藤委員 解除後、所有者がこの木をどうするのか、切るのかどうか、何か情報はあるのでしょうか。

○事務局（瀧澤課長補佐） 今回、所有者から伐採したいという申出があって、記念保護樹木の解除をお諮りさせていただいたということでございます。

○近藤委員 そうすると、もちろん保有者のお金でやるということですね。

○事務局（瀧澤課長補佐） 所有者の費用負担です。

○近藤委員 分かりました。

○吉中部会長 それでは、次の審議事項に移りたいと思います。

北海道生物多様性保全計画の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（橋本課長補佐） 自然環境課の橋本です。

私から説明させていただきます。

資料は、資料2-1から2-4までになります。

（資料2-1～2-4について説明）

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

新しく委員になられた方も、初めてなので、分かりにくいところもあるかと思います。分からない言葉がありましたら、どうぞ遠慮せずお尋ねいただければと思います。

○白木委員 ご説明をありがとうございました。

資料をまとめるのがすごく大変だったのではないかと察します。ありがとうございます。

分からないこともいろいろあるのですが、まず、2030年目標というところで、ここで何を目標にするかということはすごく大事だと思うのですけれども、直接的な成果ということで、30 by 30の実現とされていますね。これが悪いということではないのです。

が、保護区とか保全という言葉が実質的に何を示しているのかよく分からないのです。

例えば、保護区一つ取っても、特別保護地区から普通地域までいろいろなレベルのものがあつますね。例えば、それで30%以上の面積を確保すればいいのかということ、それが直接的に50年に目指しているような、ここの言葉をお借りすれば、道民が生態系サービスを享受できるような自然が残る、あるいは、生物多様性の維持につながっていくところに本当に結びつくのかどうかよく分からないのです。それで30 by 30が実現されればいいということを直接的な成果としてしまつていいだろうかという気がしたのです。

ここに何を持ってくるかということところまでのアイデアがあるわけではないのですが、むしろ、質的な、具体的な目標が直接的な成果としてあつて、30 by 30が実現されるというのは、むしろ間接的に達成されるようなものであるような気がしています。

では、どうしたらいいのかということ考えると、まず、保全という言葉です。これは曖昧だと思いますし、30%以上の面積だけではないと思うのです。もちろん面積ということも求められているのかもしれませんが、私たちがやらなければいけないことは、道民が十分な生態系サービスを享受できる、また、そのための生態系を残す、あるいは、生態系ネットワークのつながりを残す、生物多様性の維持・保全を図っていくということだと思つたのです。

ですから、トップダウンとして、量的、質的、あるいは空間的な生物多様性がどのくらいあればいいのか、どういった生態系があれば生態系サービスを十分受けられるのかということで、質的な話がまずあつて、そこから30年目標が出てきて、さらに、アウトプットのうち、間接的な成果として30 by 30が達成できるというようなイメージが私にはあるのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○吉中部会長 事務局からお答えできますか。

○事務局（橋本課長補佐） 保全が何を示しているのかということ、おっしゃるとおり、ここでは非常に曖昧になっています。それを質的、量的にどうすると、結果としてどのような生態系サービスを受け取れるのかというのは、非常に難しい命題です。今、モデルとシナリオを組み合わせて将来予測をするということが先端研究として行われているのですが、あくまでも予測の世界ということになっています。

私たちは、そこに関わつて、予測に乗つて政策を決めていくところまで先進的な取組は難しいと考えているのですけれども、先ほどおっしゃつていたように、保全が何を示すのか、曖昧な中で最終的なアウトプットに結びつくのが不明というのはおっしゃるとおりですが、我々はその不明なところに戦略として向かうように持っていこうと考えております。定量的ではなくて定性的ですけれども、そちらへ向かうようなベクトルを持たせる取組をやつていきたいと思います。

そして、その取組はどういうものかについては、全国的にも、そういう観点から取組をした結果、どういう地域が生まれたのかということが幾つか示されていますので、そつうい

うベストプラクティスを参考にしながら、定性的ではありますが、ベクトルを持たせた取組を行うことで、この保全という意味合いを、生物多様性から受け取る地域の豊かさにつなげていくということにしようというのがこの戦略の概要になっています。

そもそも30 by 30が出てきた経過ですけれども、コーンウォールのG7の際に、気候・エネルギー・環境大臣会合の中で示されていたのは、ダボス会議の情報として、30%の保護区を設定するためにかかる経費と30%を設定したことで受けられる便益を比べたときに、受けられる便益のほうが設定してかかるお金よりも高いということであったので、30%の保全区域を設けていきたいと思いますという議論の中で出てきた目標というふうな資料の中では記載がありました。

ですから、保全することで結果的に私たちが受け取る自然、生物多様性からの便益のプラスにつながるというところは不明瞭であっても、考え方としては明瞭なものがあってこの目標が出てきたので、そこに私たちも乗っかって、このような戦略で、先ほどお話ししたそのベクトルを持たせて、我々が自然から受け取る恵みを最大限受け取れるように取組を進めていくというところに持っていきたいという考え方になっています。

○白木委員 定量的な予測であったり、具体的に30%で何ができていくのかというところは非常に難しいと思いますし、多分、それはできないだろうと私も思うのですが、あまりにも30 by 30にとらわれて、例えば何とか保護区とすることは可能かもしれないですけれども、まずその数字が来てしまうと、いわゆる求められるような生物多様性の維持・保全に本当に貢献できる場所とならない可能性もあるわけです。少なくとも、30 by 30というもので北海道として何をやりたいのか、何を目標としている姿なのか、それは今の段階では定量的でなくてもいいのですけれども、こういう生態系サービスを皆さんが享受できるようにしたい、そのためにこういう生態系が少なくとも必要で、生物多様性としてはこういう目標を立てている、何かそことつながっていくような30 by 30であってほしいと思うのです。

ですから、このように面積だけで述べているような目標が出てきてしまうのは、私としては心もとない気がするのです。

特に、50年までにこれを達成するというのであれば、30年の時点で生態系ネットワークを構築、保全・再生とありますけれども、それを実際にやっていくのであれば、30年の時点で、どこでどういうネットワークをつくっていきましょうぐらいのことが出ていないとできないかなと思うのです。

そのように考えると、ただ面積を保全していけばいいということだけだと、この50年の目標には届かないのではないかと思うのです。

ですから、生態系サービスそのものに関する考え方や、理想論でもいいと思うのですけれども、生態系のネットワーク、必要な生態系や生物多様性をもう少し深く打ち出して、その中で目標とする、どういう言葉で表現していいか分からないですが、保護区の在り方などを出して、そういったものが達成できるような30 by 30である、そんな書き方を

していただけないかと思えます。

○吉中部会長 事務局から何かありますか。

○事務局（橋本課長補佐） 資料2-4の3ページをご覧ください。

基本戦略2のこの保護区を指定しますという戦略の中で、現時点で具体的な取組としてこんなことが想定されますということを中段辺りに書いていますが、2)をご覧ください。

今、白木委員がおっしゃっていたように、単純に保全するのではなくて、具体的にどういうもの考えるのかということを中心に案として示しております。現在、すぐれた自然地域を我々はリストアップしていますけれども、そこに書いてあるすぐれた自然地域、あるいは、湿原保全マスタープランで湿地リストを作成してまして、これはすぐれた自然地域とダブっているところがほとんどですが、こういうものがあります。あるいは、論点の中でも国際的な北海道の位置づけということをおっしゃっていただいておりますけれども、そういった渡りルートも含めた季節性移動の野生生物が北海道をどう利用しているのかという利用状況、あるいは、固有種を含む希少種の生息あるいは生育状況というように、自然環境の中でも重要と考えられる要素をまず一つの項目として、さらに、社会経済的な観点からそれを統合的に評価して、流域単位で見たときに、その生態系がつながっていることでどういう生態系サービスをこの地域から得られるのかということを考えています。さらに、どこの範囲が有利なのかということも見て、生態系ネットワークモデル地域の候補を設定していきましょうという選び方をモデル地区として順次やっていって、先ほど言ったように、定性的かもしれませんが、地域で自然の恵みを持続的に受け取れるように区域を設定して、あるいは、そことどういふふうにつき合うことで我々はどういう恵みを受け取れるのかということを考えていきましょうという考え方になっています。

○白木委員 そうすると、この取組というところをより充実させていくという考え方でよろしいのでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 戦略を実現するための取組というところで、ここで戦略が目標にきちんと向かうようにコントロールしていくということになると思います。

○白木委員 ありがとうございます。

○吉中部会長 2030年目標でアウトプットとして30 by 30がぼんと出てくるのは、何か違和感があるなと私も思います。さらに、長期目標の2050年でも同じ30%以上というのが出ていまして、それなのに2030年で同じ数字というのも少し変かなという気がしますので、ご検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○坂東委員 質問ではなくて、全体の捉え方の話だったのですが、資料1でいただいた環境省のつくっている2030年のプランがありますね。2030年までに達成したいこと、2050年にかどうかということですが、私の中の理解では、ゼロカーボンを目指すみたいなCO₂削減の部分と、地球全体、人の生活も含めてですが、CO₂削減だけでは、持続可能な環境だったり僕らの生活が維持できなくなるだろうと。その中では、それぞれ

の持っている固有の環境ですね、生物多様性もそうかもしれないですけども、それぞれの地域、いろいろなところにある本来持っている環境がないと、例えば台風などの自然災害に対する緩衝力がなくなっているということで、陸域の30%、海の30%は人が優先的に使わない場所をつくっていかないと、もう地球が持たないのだよということで設定しているものだと私は理解していたのです。

それで言うと、国のほうがすごく分かりやすいですよ。目標2030年まではネイチャーポジティブ、自然再興の実現をしましょうということで、その目標の中の一つとして30by30が入っているという書き方をしていますが、どうも北海道のものは、30by30も含めて、それをうまく利用できて、自分たちの経済的豊かさまでも実現できるような書き方してるのですけれども、何一つ具体的なものを書いていないのです。

国の考え方でいくと、そこに向かって、まず自分たちが我慢できることも含めて、ここをしっかりと達成しないと次の未来がないので、2050年までにこうしていきましょうというふうにはっきり見えるのですが、北海道のものは、すごく時代をさかのぼったような、昔のように自然と共に生きることで自分たちも豊かになると、原始に帰りましょうというようにしか見えなかったのです。

なぜかという、資料2-4の13ページに四角で囲った例文があるのですが、将来のイメージとして、自然との共生を基本とした環境の保全と創造と書いていますけれども、その中の文章をずっと読んでいくと、中段以降に、そこから得られる便益という部分では、観光業以外の産業や暮らしの中にも広く定着していますと書いてあるのですが、何が定着するのか。

観光業以外で自然のことを優先したときに、僕らの経済は集約的であるので、例えば、自然との折り合いをどうつけるかであって、自然の中に自分たちが入り込んでその中で暮らすということではないですね。現実問題として経済を考えたときにです。だから、そこが全然見えなくて、何を目指していこうとしているのか、北海道の基本戦略と環境省が書いているものでは全く違う感じがして、ポエム的というか、具体的なイメージが湧かないのです。

30by30は、本当は何が何でもクリアしていかなければいけない一つの課題なのです。目標というよりも、そうしないと持続可能な将来がないという位置づけなのかと私は思うのです。ですから、その中の手法もそうですが、生物種の多様性だけではなくて、その地域が持つ環境ですね。例えば、雨の降り方や、いろいろな自然災害が起きてくるときの緩衝能力も含まれているのだらうと思うのです。

参考資料1の環境省がつくっている生物多様性国家戦略のほうのはっきり見えるのです。一方、道がつくっている資料2-3の裏面に基本戦略1、2、3、4とあって、具体例が書いてますけれども、具体例なようで具体的な事例が何一つ書いていないというように見えてしまいました。どうしてほしいということではなくて、そのように読めると思いました。

○事務局（橋本課長補佐） 恐らく、こうするとこうなるというつながりが不明瞭ということが一つ原因としてあるのかなと思います。自然を利用するというのは、今、お話があったとおり、自然の中に入り込むことばかりではなくて、例えば、基本戦略4の具体的な取組の中に認証制度が幾つか挙げてるのですが、自然を利用する、あるいは生物多様性を利用するという部分は、北海道に暮らしていながら地球の裏側、あるいは、坂東委員のところで取り組まれているような、インドネシアと日本の貿易の中で、インドネシアの環境あるいは野生動物に対して消費活動が影響を与えたりということがあります。

これは、国の戦略でいきますと、4番の中で、そういう取組に対してきちんと認識して行動していこうというものが入っていますけれども、そこが見えないと、自分が買った商品がどこの地域の何で我々はこの商品を得られて、その結果としてどういう影響を与えているのかが分からなくて、分からないから、買って消費した結果として、ひょっとするとどこかの国の何かの生き物がいなくなってしまうということに関わっているかもしれないということがあるのではないかな。

それは、論点の中で国際的な位置づけも考えていきたいと思いますというものがありましたので、この認証制度を使いながら、生物多様性にきちんと配慮して、例えば、今は再生可能エネルギーもいろいろと言われてはいますが、我々はこの計画は規制的な中身にはできないと考えていますので、きちんと配慮したものを使ってもらうという方向に持っていけないか、そうすると、認証制度というものが一つあるのかなという提案になっています。

ですから、一つ一つの取組を見ていただくと、何となく見えてくるかと思うのですが、坂東委員のご指摘のとおり、確かにここはつながりが見えづらいということはあると思いますし、そこは自覚をしながら今回ご提示をしております。

○坂東委員 考え方は分かったのですが、生物多様性地域戦略の中で保全計画を持っていかなければいけないというそもそも論のところ、こうしていかなければいけないから、それを具体化するための手法として今の認証制度があって、30 by 30の実現なのか、そこから恩恵を享受するというのではなくて、それを具体化するために自分たちが積極的に行っていて、それを経済の仕組みに取り込んでいかなければいけないという、組立ての方向性が逆だと思うのです。そうすることで目標達成に向かっていけるという考え方と、30 by 30を実現することで恩恵が降ってくるというか、それをどう利用するかという組立て方が何となく逆に見えるのです。自分たちが考えていかなければいけないことと、それを経済に利用するということの筋道が通っていないのかなと思いました。

○吉中部会長 児矢野委員、お願いします。

○児矢野委員 今、白木委員と坂東委員がおっしゃったことと関連すると思うのですが、まずは全体の話に関わる質問です。

結局、国のものを見ても、国際的な在り方を見ても、30 by 30というのは手段であって、目的とか目標ではないと思うのです。マクロのレベルから見たときにです。国のものを見ても、やはりそうなっていると思うのです。ところが、道の計画を拝見すると、そ

れが目的とか目標になってしまっているのです。ですから、手段としてそれを達成するということは分かるのですけれども、そもそもの手段が目標、目的に変わってしまっているという印象を受けます。

ですから、提示していただいた基本戦略を見ていくと、具体的な取組のところは割と細かいことが書いてあるのですけれども、ほかの委員の皆さんもおっしゃっているように、何を指すのかがよく見えないのです。つまり、本来は手段としてなされているものが目的になってしまっていて、非常に率直な言い方をすると、手段はたくさん書いてあるのだけれども、理念とかマクロのレベルから目指しているビジョンが見えにくいのです。それは書き方の問題なのか、構想の構造の問題なのか、私は理解不足でよく分からないのですけれども、多分、そういうことなのかなという印象を受けました。

ですから、何を指すかということになると、いきなり抽象的な話になるのです。そして、抽象的な話が書いてあるのだけれども、どうもそれは30 by 30を目指すというところに集約されるような印象を受けるのです。これは手段であって、目的とか目標ではないので、ベースというか、大きなビジョンの部分が分かりにくいのかなという印象を持ちました。

どうすればいいのかということになると、私も勉強不足でよく分からないのですが、手段が目標になってしまって、それから組み立てられているので、分かりにくいのかなという印象を受けました。これが1点目です。

2点目は、本日やることが全体のロードマップの中でどういうふうに位置づけられているのかがちょっと分かりにくいのです。私は前回出なかったということもあるのですが、スケジュールについて拝見すると、今日が令和4年度第3回の部会になっていて、次回の中間取りまとめが5月ですね。その後、部会でまた審議をすることになっていますが、これは中間取りまとめをしたものを審議することなのか、そして、その後は9月に答申となっています。

ですから、今日議論していることが今後の作業にどういうふうに生きていくのかという具体的なイメージが湧かないのですが、そこはどういうふうに理解すればいいのでしょうか。

つまり、今日は質問とか意見のレベルですが、構造的な意見がいろいろ出ています。坂東委員の意見も白木委員の意見もそうです。ですから、構造的な話が出ていく中で、5月には取りまとめという話になるということで、今日の議論をどう位置づければいいのか分からないので、教えていただきたいのです。

3点目は、新しい生物多様性計画の変更を検討する場合に、恐らく視点は二つあると個人的に思っています。一つは、これは既にご説明があったのかもしれませんが、これまでの生物多様性保全計画の評価です。道として、一体どこまで達成できて、どこができなくて、なぜそれができなかったのかというところがあって、それプラス、新しい国際的な動向と国からの基本戦略が出てきて、そこに書かれているものを実施するという役割

を持っているので、また新しい要素が加わってきて、そこで構造的に組み替えるのか、どうするのかという話が出てきて、それを組み替えて構造的に取り込んでいくときに道としての独自の視点とか道が目指すものは何かというところのビジョンが出てくるという感じがするのです。

ですから、最初のところのこれまでの生物多様性保全計画の実施状況の評価というのは、これまでご説明いただいているような気もするのですが、多分、そのところが一つベースになると思うのです。

例えば、ここでご説明いただいているいろいろな事柄は、前の生物多様性保全計画でも結構入っていたところがあるのではないかという気がするのです。ですから、結局、それを同じように繰り返しているだけでは、ただの書いた紙になってしまうので、それが実現できなかったのであれば、そのところをどう実現するべきかというところから新しい取組が出てくるのではないかと思うのです。僭越ながら、そういう印象を持ちました。

それから、これを見ていて興味深いと思ったのは、流域単位というものが結構出てくるのです。流域単位というのは、国交省の話がここで少し出てきていますけれども、では、北海道でよく言われている河川の再生もこの中に入ってくるのかということなのです。例えば、基本戦略3のところで見ると、北海道では河川改修がかなり進んでいて、それが生物多様性に対してどうなのかとか、魚の生息がどうなのかということも時々言われているわけです。そうすると、河川流域を基軸とするということで、まさに河川の話が出てきたときに、どこにでもダムがあるような状況で、流域保全、河川環境の回復の話まで入ってくるのかと思ったのです。

例えば、具体的な取組のところには、河川生態系とか、河川環境の回復の話は出てきていません。ですから、先ほど坂東委員もおっしゃっていましたが、流域の回復措置をするということにすごくお金がかかって、それは大変なことなのではけれども、それを道が引き受けるのかということなのです。

ですから、流域というのは非常に重要で、興味深くていいと思うのですがけれども、本当に流域で考えれば、河川それ自体の生態系回復の問題も当然入ってくるわけで、そのところをどう考えるのかということも気になりました。

あとは細かい話なので、取りあえず、ここで止めておきます。

○吉中部会長 まず、今後のプロセスといいますか、策定に向けたこの部会の関与の在り方というところは私も少し懸念しているところですが、資料2-1で見ていただいているとおり、前回の部会が7月で、それ以降は全く議論していません。前回の部会では、新しい委員は一体どこまで議論が進んで進んでいるのかがお分かりならないと思うのですがけれども、実際のところは資料2-2の論点整理をしているところで終わっていたのではないかと思うのです。

この論点整理をした上で骨子案のたたき台を次回の部会で議論しようということになってはいたと思うのですがけれども、現実にこの時期までずれ込んでいるものですから、これ

からのご予定とかお考えが事務局のほうでありましたらお願いします。

○事務局（橋本課長補佐） 5月の中間取りまとめは、あくまでも方向性で、今回ご提示したのはあくまでも案ですが、今日の議論を受けて、戦略というものを新たに持ち込んで、どういう方向性で取組を進めていくのかというところについてのご意見をいただいて、これは中間取りまとめをするということではなくて、前回出されたものでこういう案をつくりましたということ審議いただくのが5月で、そこで審議いただいたものを親会にかけて、改めてその方向性を確認いただいて、審議会での審議を経た北海道の地域戦略の方向性がここである程度出来上がりまして、そうすると、具体的な取組を検討できるようになりますので、それがこの次の部会での審議事項となると考えています。

○吉中部会長 今お答えいただいた方向性というのは、具体的に言うと、どういうものなのですか。今回お示したものは方向性ではなく、方向性に向かうための材料というイメージでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 資料2-3の裏側の2050年の成果に向けて2030年の目標を設定し、その2030年の目標に向かうために四つの戦略を設けましたというところが取組の方向性であって、今、2030年目標というのは、30 by 30ではざっくりし過ぎていて、今、これはあくまでも手段であって目標ではないのではないかとご指摘もありましたので、そういった意味で2030年に目指すものが何なのかということをもう少し具体的に書く必要があるだろうというのが今いただいた意見かと思えます。

それが出来上がれば、では、その目標に向かってどういう戦略を持つのかということを変更して考えられますので、これでいいのか、あるいは、その目標に向けて、その戦略として別なものが必要なのか、あるいは、この書きぶりを変えるべきなのか、そういうところを、いただいた意見を基に我々で検討できますので、そういったものを再検討した上で、5月には見ていただくということになります。

○吉中部会長 ほかの委員はいかがでしょうか。あるいは、今回初めてこの議論に参加された新委員もいらっしゃるかもしれませんが、どんなことでも構いませんので、何かありましたらお願いします。

○早稲田委員 今回は、北海道としての生物多様性保全計画だと思うのですが、そもそも、国が策定している計画に基づいて都道府県が策定するという流れがある中で、国の資料を見ると、国のほうでも基本戦略ということであっています。北海道のほうでまた基本戦略と書いてありますが、ある意味、言葉を少し言い換えたりしているので、そういうところが少し混乱を招くというか、すごく単純に考えてしまえば、基本的に国の計画に乗って北海道が枠組みの中で独自性を出していくという視点が大事かと思っています。

そういう意味では、極端に言えば、国の基本戦略をそのまま使って、でも、その基本戦略を実行しようとしたときに北海道ならではの条件や特徴があると思いますので、そこを明確にして、国の基本基本戦略を実行するところで何に視点を置くのかというところを明確にしていけばいいかと思えます。

そのヒントについては、今回いただいている基本戦略の資料の中に幾つかキーワードで出ていると思います。例えば、北海道では第1次産業の割合が非常に高いとか、アイヌ民族の伝統知を使っていくということとか、湿原の割合が非常に高いとか、そういうキーワードを拾う中で、国の基本戦略に対して北海道は何ができるかという視点があるといいのかなと単純に思いました。

もう一つ、ついでにですが、もともとの計画の枠組みの中で、資料2-3に目次がありますが、多分、前回の計画にも今回の計画にも北海道の中で今回の次期計画の1-5の(3)でしょうか、四つの圏域とその特徴ということで、恐らく、この生物多様性について、北海道を一くくりではなくて、四つの圏域、これは道央、道北、道南、道東だと思いますが、そこに分けて特徴をつかもうとしているので、それであれば、なおさら、北海道は地域によって非常に特徴があるわけですから、地域ごとの特徴も併せてあぶり出していくほうが、それぞれの道民にとっては、自分の地域での生物多様性保全が何なのかということとも結びついてくると思います。

正直に言いまして、今の計画の書き方ですと、「北海道」という文字を除いてしまうと国の計画との違いがあまり見えてこないというか、道民が自分たちの地域の生物多様性保全計画ということ意識できるように、北海道らしいというところに特化していくといいと思いました。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○中村委員 ちょっと混乱したのは、コンセプトと実際にやるところがごちゃごちゃになったのかなと感じました。

私は生物多様性国家戦略のたたき台を何度か読んだことがあるのですが、これまででしたら、経済活動と保全するところが分かれていて、どちらかという対立するようなところがあつただけけれども、この戦略からは、融合した形で進めていきたいと思います。それはなぜかという、人間の暮らしにとっては、経済も大事だし、生態系や自然も大事であつて、生態系からもらっている恵みというのは、これまでは「ただ」と思っていたけれども、経済に換算すると結構なサービスをもらっていたので、これを維持しないと持続可能になりませんというところがあるから、二つともしっかり考えないと我々の暮らしは維持できませんというのが基本で、そのために自然を守るということです。つまり、そのために自然を守るというときには、保全地域だけでしてしまうと、どうしても対立してしまうから、経済活動もするし、生態系を守るし、どちらもするということの30%をまず決めましょうという流れだつたと思っています。

それで、2030年、2050年とあつて、そのときには今は分かっていないこともいろいろ出てくるから、そういうことも含めて考えていかなければいけなくて、そのときに、ある生物とか、今、僕らが重要だと思っているもの以外の重要なこともどんどん入れられるようにするためには、生き物にターゲットを絞るよりも、エリアでターゲットを絞っていったほうが、変更もしやすいし、実績的ではないかと思つてこういう形にしているのだ

と理解しています。

ですから、一番のメッセージは自然と人間の共生ですね。ここに行くようにどうしたらいいかということでバックキャストということだと思えるのですが、そういうことを常に念頭に置きながら話していくということだと思います。

あとは、先ほど言われた北海道の特徴が国の枠組みの中でいいのか、いろいろなキーワードというか、考え方をつくってくださっている中で、その中で北海道の特徴のある取組はこれですというものははっきり出していくことなのかなと思って聞いていました。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 ちょっと細かいお話になりますが、骨子の部分で、既に策定が義務づけられている計画や方針に含めることのできる内容は戦略には示さないとあります。具体的にどれがということはないのですが、計画に入っていて、この戦略にも入れたいというものは絶対に出てくると思うのですが、それを抜かなければいけない理由は何があったのでしょうか。

以前の話を覚えていなくて恐縮ですが、戦略に示さないこととするというのはどうしてなのでしたか。

○事務局（橋本課長補佐） 重複を避けるため、あっちとこっちに書いてあるということではなくて、ここでは例示として鳥獣保護管理法の鳥獣保護事業計画と、生物多様性保全条例の希少種の基本方針や外来種の基本方針の中に、道としてどういうふうに取り組んでいくということが書き込まれることとなりますので、そこに書いてあることはあえて戦略のほうには含めないというだけのことです。

全くかすらないかという点、今ここにある計画や方針の切り口を変えたときに、当然、関わってくることもあると思います。ただ、戦略のほうでは別な切り口で書いていこうという意味合いです。

○白木委員 恐らく、具体化する上では、内容が重なってしまうことが絶対に出てくると思うのですが、それは問題ないということですか。

○事務局（橋本課長補佐） はい。

○児矢野委員 私もそこが気になっていまして、戦略には示さないということの意味ですが、恐らく、実質的には関わってくると思うのです。

そこで、これは全く言及もしないという話なのか、そちらに書かれているから、それに基づいて実施するということを書くのか、どちらなのでしょう。

もう一点は、この内容ですけれども、あちらの計画も当然変わっていくと思います。だけれども、当然、インタラクションはあるわけで、全く含めないということが現実的にできるものなのかという感じがするのです。

ですから、何らかの形でそれも含めてアンブレラとしてビジョンを示すということがこれに求められているのではなかろうかと思えます。いろいろな計画の上位にあるかどうか

は分かりませんが、この計画は非常に包括的なので、そういうもののアンブレラとしても位置づけられるという考え方になるのではなかろうかという気がするのですが、そこをどう考えればいいのかということをお教えいただきたいのです。

○吉中部会長　ここで挙げられている幾つかの計画や方針との計画期間の違いもあると思いますが、もし今お答えできることがありましたらお願いします。

○事務局（橋本課長補佐）　この記述がばさっと切るように書いているので誤解を与えているかもしれませんが、おっしゃるとおり、そういうわけではなくて、関わるものは当然入ってきます。また、計画期間に関しては、例えば鳥獣保護事業計画は5年置きに変わってきますので、そのタイミングと生物多様性保全計画の見直しのタイミングが違いますが、何かが変われば関わるものが変わっていくということは、それぞれの計画の変更のタイミングで変更されていくことになると思います。

○吉中部会長　この保全計画は2050年という長期目標で、そこからバックキャストしているということからすると、今の説明は矛盾しているような気がします。

○事務局（橋本課長補佐）　50年は長期目標として置いてますけれども、第2次計画の期間は2030年までのおおむね7年としていますので、2030年の見直しのときには、その間に何か情勢が変わっていれば変更していくということになると思います。

○吉中部会長　バックキャストの考え方とちょっとずれていくような気がして心配ですけども、委員から何かございますでしょうか。

○児矢野委員　関係がよく分からないので教えてほしいのですが、生物多様性保全計画は扱う内容がかなり包括的ですね。包括的かつ期間も非常に長いです。そして、上下関係にあるという意味ではなくて、ほかの様々な計画において考慮すべき事柄が含まれているのではないのでしょうか。

ですから、私は先ほどアンブレラと申し上げたのは、上下関係にあるという意味ではなくて、構造として並列になるのかどうかよく分かりませんが、中身としては、こっちのほうが幅が広くて、包括的で、かつ、期間が非常に長いわけですから、先ほど部会長もおっしゃっていましたが、別の個別の計画が変わるごとにこっちの包括的な中身が変わるというのは、むしろ逆というか、この関係をどういうふうに考えればいいのか。

○事務局（橋本課長補佐）　計画期間を定めるということは、目標を設定して、この戦略に基づいて取組を進めていきたいと思いますということをこの計画の中に書き込んで、例えば、計画期間は2030年までですといったら、その取組を2030年までやってくわけですね。その結果として、先ほども何が違うのかというご質問がありましたけれども、これまでは生物多様性を保全することと持続可能な利用することが目標だったので、どうやってそこまで達成したかということをお示しづらかったのですが、今回、戦略という形で示すことで方向性を持たせていますので、その方向に向かってどこまで行けたのかということは、一度、2030年という計画期間までやってみて、そこで評価して、その評価の結果、2050年という先の長期目標は置いたままにして、その次に、2031年からこ

れまでの取組でよかったのか、あるいは別なことをやらなければいけないのかということは、その見直しの段階で今のように検討していくことになると思います。

そのときに関わってくるその他の鳥獣保護事業計画とかその方針は、その都度、見直すというよりは、あくまでも戦略という観点から、その期間をもって取組を進めて、見直しをしてその次に向かっていくという進め方になると考えておりました。

○白木委員 今までのお話を伺っていると、そうだとすると、これはほかの計画とか方針とは異なる性質を持っているものなので、たまたま一緒の内容になったとしても、それはここに挙げるべきではないかと思うのです。示さないこととするのではなくて、それはそれで挙げて、2030年の時点でそれができているか、この中できちんと検討されていくべきではないかと思うのです。ほかのものとの関わりではなくてです。

ですから、示さないこととするのではなくて、示していいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○吉中部会長 ほかに委員から何かございますでしょうか。

まだ質問にお答えいただけていないものを確認したいのですが、現行の保全計画の進捗状況等の評価をベースとして新たなものを考えるとして、その評価はどうかということと、もう一つは、流域単位での戦略の中にいろいろ書かれていますが、河川環境の再生みたいな事業や行動も視野に入ってくるのかどうか、まずその2点についてお答えいただけますか。

○事務局（橋本課長補佐） まず、評価ですが、昨年の6月7日に開催した部会の際に資料としてお示しして、それについてはご説明をしています。その内容も踏まえながら、論点として次期の計画の中では検討が必要ではないかということでご提示をして、ここまで来ていますので、この評価については、一度、皆さんにも見ていただいております。

また、河川の改修にも関わるかということですが、そこはこういう戦略のつくりにしていくところのポイントと考えています。我々環境部局として考えられるのは河川の一部になるのですけれども、河川というのは、防災であったり、水の供給であったり、様々な機能を持ちながら管理がなされている中で、先ほど児矢野委員がご指摘のとおり、生態系に対しての影響があるのではないかという管理も実際になされています。そういうところを生態系サービスという視点で見たときに、そのバランスを取りながら、防災も一つの観点ですし、水の利用というのも観点ですし、連続性の持った河川の生態系が様々な生物の生息環境や水産業につながっているというのも一つの機能ですので、そういうことを生態系サービスという観点からどうバランスを持って見ていくのか、これは戦略の中の三つ目の中に入っていると考えています。

これを、我々が保全の取組だけで打ち出していくと、具体的な議論にまではなかなかたどり着けないのではないかと考えておりますので、そういうアプローチをしながら、先ほどおっしゃっていたような河川改修が生態系に与える影響もバランスを持っていけるよう

に我々としては考えていきたいと思っています。

○児矢野委員 まさに今おっしゃったとおりだと思うのです。ただ、今おっしゃった河川の話は、ほかの計画などに関わっているわけですね。そうだとすれば、まさに統合的にいろいろなことを考えて、生態系サービスの多面性を生かしていくためには、今、議論になっていたほかの部分で扱っているところは扱わないということになると、結局、中身がないということになりかねないです。

今回、統合的なことを目指しているというのは、まさにそういうことなので、そこはほかがやっているからということで外していくと、結局、抽象的なことしか書かれていません、当たりさわりのない認証しか書かれていませんということになりかねないのです。

ですから、私が先ほど「関係」と申し上げたのは、ここでつくる生物多様性保全計画とほかの計画とか、ほかの施策との関係の話なのです。なので、本来はその部分まで配慮しないと、この中身は実現できないのではないかと。まさにそこに配慮する形で統合的にというのが、国の話であり、新しく国際的に採択されたもののお話だと思うので、環境を具体的に書けという話ではなくて、基本的なこの計画の位置づけとして、ほかの計画をつくる際に考慮の対象となり得るといいますか、考慮されるべきというつくりにはしておかなければいけないと思います。

そうしないと、実質的な部分はほかの団体でやっていますという話になってしまうと、全体としてどうなのかな、という気がしました。感想です。

○吉中部会長 私の進行が悪くて既に時間を超過してしまっておりますけれども、ほかにご意見はありますか。

○白木委員 戦略2にある具体的な取組の(4)生態系ネットワークモデル地域の設定のところで、これは例なのかもしれませんが、国の保護区、すぐれた自然地域、上記OECMと書かれていますけれども、国の保護区だけではなくて、道の自然公園とか、自然環境保全地域とか、そういうものも入れたらいいのではないかと思うのです。それを入れない理由は何かありましたか。

○事務局(橋本課長補佐) すぐれた自然地域の中にそれが基本的に含まれています。ですから、今おっしゃっていたようなものは、すぐれた自然地域を取り込んでいくと、ほぼ入ってくるということになると思います。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○早稲田委員 先ほどから議論があった基本方針に書かれている文言については、私もむしろ、ほかの計画とか方針と整合性を持たせるというような考え方なのかなと思っていました。

その上で、今の基本戦略の資料2-4に書かれている具体的な取組を見ていくと、先ほどの考え方があるのかもしれませんが、かなり細かい、本当にこういうことができるのかと思う取組が書かれている印象です。

むしろ、ここの具体的な取組のところには、逆に言うと、今、北海道と環境行政でやっ

ている既存の取組とか計画の方針に重なるものがあると思いますので、具体的な取組、例えば先ほどあった鳥獣保護事業計画もそうですが、そういうものもやりつつ、それ以外にもこういうことをやりますという、むしろ、今動いている計画と整理するという位置づけでもいいのかなと思いました。

○吉中部会長 中村委員、お願いします。

○中村委員 私も、ほかの条例、戦略との関係をちゃんと見ながら立てるということに賛成です。

私が一番気になったのは、流域の考え方です。川にかなりフォーカスした話をされていましたがけれども、これは、川にフォーカスしているということではなくて、生態系のつながりですね。森とか川とか農地とか海とか、そういうところのつながりが、流域という単位だとつながった生態系を守ることができるので、流域という単位で、生態系のつながりということですね。生態系のつながりに関する戦略がほかのところであれば、そこに配慮して、この中では違うことを考える必要があるのだと思います。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 細かい話で恐縮ですが、1点目は、資料2-2で示されている論点の整理の仕方ですけども、グローバルな視点のところに教育、普及啓発が入っています。恐らく、教育、普及啓発は全ての論点に関わる話ではないかと思うのです。

例えば、国の基本戦略のスライドの2ページにもありますが、ここにも教育、普及啓発というのは横断的に関わる話と位置づけられているので、できれば7番として独立させた形で普及啓発は入れたほうがいいのではないかという気がしました。

2点目は、資料2-4の基本方針の一番下に書かれていることがよく分からなかったのですが、計画の性格上、規制的な内容は実効性が伴わないことから、法や条例で対応するというのは、何を法や条例で対応するということですか。「規制的な事柄に関しては」ということですか。法や条例で対応するという目的が日本語として分からなかったのです。

○事務局（橋本課長補佐） この計画の中に、例えば、木を切らないということを書いても、計画という性格上、それを阻止できないという意味なので、それが決まっている法律や条例での対応になるということです。

○児矢野委員 計画には強制的なことは書かないという意味ですか。

○事務局（橋本課長補佐） そういうことです。

○児矢野委員 規制的な手法に関してはこの計画では触れないということですか。

例えば、法令とか条例で既に取られている規制的な手法をここで引用することはするのですね。

○事務局（橋本課長補佐） そうです。

○児矢野委員 ですから、新しい計画で、現在、既存ではないものの規制的な措置について、ここで新しく設けるということはしないという意味ですね。

○事務局（橋本課長補佐） そうです。

○吉中部会長 ありがとうございます。

時間が足りなくて申し訳ないのですけれども、次回に方向性を出示していただくというご説明でしたが、資料2-1の予定では5月頃に次回部会を開いてということになるかと思いますが、今日、いろいろご意見いただきまして、論点については、計画の中で論点というものを書くのかどうかもまだ議論できていませんけれども、この部会で今まで話してきたことを論点として一度整理しておこうということですから、ここに書かれている論点の文言については議論する必要がないと思うのですが、児矢野委員がおっしゃったとおり、教育、普及啓発が重要だということを再認識していただいて、今後の作業をしていただくという感じで使っていただければいいのかなと思っておりました。この論点の中にもうまく反映できていないものもあるという気がするので、その辺も含めて考えていただければと思います。

今日出てきた意見はいろいろありましたので、私のキャパシティーでは到底まとめられないのですけれども、まず大きな1点としては、30 by 30はあくまでも手段であって、それを目標とするのはおかしいのではないかというご意見です。大きくは、国の戦略の五つの基本戦略という構造があって、さらにそれに向けた状態目標、行動目標という整理がされているのですが、今回お示ししたものでは、どうもそこがごっちゃになっているような気がするので、国の戦略を基に北海道らしさを入れていけばいいのではないかというご意見もありました。国の五つの戦略にこだわる必要はもろくないと思いますけれども、特に私が思ったのは、国も大分苦勞をして状態目標、行動目標という整理をしたと思うのですけれども、その辺の整理を北海道の計画でも、こういう名前がいいかどうかは分かりませんが、考えていただければいいのかなと思います。

それから、現行の計画の評価をしっかりとした上でというのは、これから保全計画に入っていく上で、はじめにとか、最初のところで触れられていくと思いますけれども、今後は、そこを十分踏まえて出示していただく方向性を考えていただけるといいと思いました。

また、大きなところで、ほかの実施計画、管理計画といろいろなものがあると思いますけれども、そことの関係について、ぜひ検討していただいて、特に今回挙げていただいているのは、環境保全部局の計画しか例示として挙げられていませんが、目次の最後のほうでは、関連施策一覧という目次項目があって、それぞれの関連施策の実施方針を書くことになっているので、そこは道庁の横断的な施策が上がってくるのかなと想像しています。

その辺りをどう整理していくのか、今回の包括的なお話もありましたけれども、生物多様性、特に経済あるいは社会、教育にまたがる計画の中で、どこまでほかの計画をうまく誘導できるのか、そういう観点もぜひ考えていただければと思います。

ほかにもいろいろご意見があったと思います。議事録はもちろん取っていらっしゃると思いますので、少し読み返していただいて、早急に方向性をつくるという作業を進めていただければありがたいと思います。

次回の部会が5月ということで、その方向性というイメージが私の中でまだ出ており

ませんけれども、方向性を示していただくということですが、時間もすごく限られているので、必要に応じて、可能であれば各委員が今日ご意見いただいたような観点のところを中心に、個別にでも結構ですので、相談をさせていただいて、委員のお知恵を拝借しながら、いいものをつくっていく協力をしていきたいと思っておりますので、ご苦勞おかけいたしますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

時間を大分超過してしまっていて、申し訳ありませんが、この議事はここで一旦閉じさせていただいて、もう一つ、その他ということで地域脱炭素化促進区域に係る道基準案についてという項目が残っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○気候変動対策課（尾原課長補佐） 気候変動対策課の尾原と申します。よろしくお願いいたします。

（資料3について説明）

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

今、地域脱炭素化促進区域に係る審議会での審議の状況等を含め、概要についてご説明いただきました。

ちょっと分かりにくいところも多々あるかと思うのですが、どんなことでも構いませんので、ご不明の点がありましたら挙げていただければと思います。非常に広範で複雑な仕組みではあるので、なかなか難しいとは思うのですが、いかがでしょうか。

○児矢野委員 私は親会に出ていまして、今のご説明に関する補足と質問とコメントです。

まず、スライドの7ページ、9ページの辺りに出ていますが、先ほどのご説明では、基本的な考え方については結構議論をしているのですが、その下の振り分け方と除外区域案、考慮対象区域事項案については、確かに事務局から案は配られましたけれども、基本的にまだ審議をしていない状況だと思いますので、そのところは補足的に申し上げます。これは、まだ親会で議論をしていません。まだ質問レベルの話です。

二つ目は、スライドの9ページですが、除外区域の振り分け方の修正案がありますが、このところは、質疑応答のレベルで委員からいろいろ意見が出ていて、その除外区域だけの話ではなくて、ほかのところも出ています。例えば、除外区域の振り分け案の修正案のところ、地番で明確に図示されている区域というところ、ここまでいったら法令を基準とする形になってしまうので、本来の改正温対法の趣旨に反するのではないかという意見も出ていたということです。

また、スライドの11ページですが、確かに、この話が出まして、おっしゃるとおり、市町村や島全体が入ってしまうからどうかという話があったのでしょうか、この表現の問題だと思うのですが、除外区域を広げ過ぎると促進区域の設定が不可能となり、再生可能エネルギー事業の誘導ができずというか、誘導するための促進区域を設定できずという話です。ですから、本制度の趣旨である環境保全に適正に配慮したというのはちょっと余分ではないかと思っております。

そもそも、今議論していることが本制度の趣旨である環境保全に適正に配慮するためにどうしたらいいかという話なので、もしこれを入れるという話になると、ここを配慮したという話になるので、ここの部分はどうかと思いました。

また、再生可能エネルギー事業の促進区域というのは、規制緩和をするという話なので、導入できないわけではないけれども、今まさにご説明があったように、いろいろな特典を受けられないということから、誘導がないときに比べれば規制緩和による積極的な特典を受けられないからという話だと思いますので、それは補足させていただきました。

また、最後の15ページですが、これは進め方に関して、行きつ戻りつの議論が親会であって、今後のスケジュールの令和5年1月から3月というところに環境審議会各部会や意見照会とあるのですが、今日の段階ではとても意見照会まで行けないと思うので、ここのところの1月から3月というのは、もともと本日のアジェンダにちょっと合っていないのかなという気がします。

それから、これは質問ですが、改正温対法によると、環境省のほうでは、環境省令に従い、かつ、道基準に従って地域の独自性を考慮して市町村が設定するということになっていて、そのときに、環境省のほうでは、省令以外にもすごく分厚いマニュアルとハンドブックが出ているのです。実は、その中かなり具体的な考え方が示されているということはお言及いただいたほうがよかったと思います。

これは一般的な話になってしまうのですが、マニュアル、ハンドブックを見ると、かなりのことが書かれているので、恐らく、それも委員に送っていただかないと検討できないので、送っていただくことが必要ではないかという気がしました。

それに関わって、環境省の改正温対法及びマニュアル、ハンドブックによりますと、個別の事業に関してそれぞれ基準案をつくるのが推奨されているのです。

事務局のほうがとても忙しくて、これは非常に大変な案件なので、とても大変だと拝察しておりますが、個別事業に関する道基準案の原案が全く示されていない状況で、この間の親会ときにはそれをつくりますとおっしゃっていましたから、これから出てくるのではないかと思います。個別の事業に関する道の基準案もこの部会で審議の対象になると私は理解をしております。

もう一点は、環境影響評価法の中でご説明があったように、配慮書の省略ということがあります。実は、配慮書というのは、立地だけではなくて、構造なども全部入るわけですから、環境配慮書を省略するというと、そのリソースがなかなかない市町村が全部検討しなければならないという話になってきて、これは非常に負担が大きいので、適切にできるように配慮書の省略部分も市町村がきちんと配慮できるように道の基準案をつくるということなので、そこに関しては環境アセス審議会の所掌だから、環境アセス審議会のほうに具体的な案も回すという話が親会で出ていたと思うのです。

ですから、これはあくまでも補足の説明ですが、ここの部会だけではなくて、環境審議会できちんと原案を議論していただく必要があるという意見も親会ではかなり強く出てい

るということも申し上げておきます。

また、ほかの部会では、温泉部会も相当関係があると温泉部会長がおっしゃっていましたが、そういう状況にあります。

○吉中部会長 補足いただきまして、どうもありがとうございます。

私も環境審議会に出ておりますが、今、児矢野委員がおっしゃったようなことが議論されていたと思います。

1月の環境審議会の議事録は、もう出来上がっておりまして、公開されております。発言がそのまま書かれている議事録は出来上がっておりますので、どんな議論がされているのかというのを見ていただくと参考になるかと思えます。

今、児矢野委員からご説明いただいたとおり、いろいろなところで議論や審議が慎重にされてきていまして、特にこの部会では自然環境に係る部分について委員の知見を得たいという趣旨です。今回、新しい委員もおりますが、前から委員の方も、この案件について部会で議論しておりませんので、まず、新しい法律改正の仕組み、基準の定め方等についての大きな考え方と経緯をご説明いただきました。

今回、そういう位置づけであることを踏まえて、ここはどういう意味だったのかということがあれば、お聞きいただければと思います。用語も少し複雑ですので、その辺のクラリフィケーションが必要であれば、ぜひお聞きいただければと思います。

児矢野委員から質問が上がっていたのは、種類ごとの基準策定に当たっても、この部会で議論できるのかということですが、その辺はいかがでしょうか。

○気候変動対策課（尾原課長補佐） 個別事業ごとというのは、例えば、風力発電事業のための基準とか、太陽光発電のための基準とか、行く行くはこの基準を再エネ事業ごとに細分化しようと思っているところですが、今、明示的にいつまでというところまで見通せていないところです。

それぞれの部会に対してどういった内容を照会するのにかについては、親会、中村会長の決定の下にされるものであると思っております。今、そこは具体的にご相談していない状況で、事務局の我々からここは聞きます、聞きませんということは言えないところです。ご意見を踏まえて検討させていただいて、対応してまいりたいと考えております。

○児矢野委員 今のところですが、中村会長の決定というか、親会の意向ということだと思っておりますけれども、実際に前の自然環境部会では、こちらのほうできちんと議論できるように、親会に公式の発議決定として要請を出しております。親会では、そのことを重く受け止められまして、実はこの部会で議論すべき内容が非常に多いのです。温対部会は温暖化対策の話なので、むしろ、こっちのほうが多いということも踏まえて、この部会できちんと議論すべきであるということが親会で確認されています。ですから、その点を踏まえて、実質議論できるような形にぜひしていただきたいと思えますし、この部会の責任が重いので、今後の北海道の数十年先を決めるものなので、そういう意味で、親会のほうでも重く受け止められているということは補足させていただきます。

○吉中部会長 今いただいた意見も、部会からの意見として親会にもご報告いただければと思います。

例えば、説明いただいたスライドの8ページ目に基本的な考え方が三つ挙げられていて、親会でもこれでいこうと決まったわけではないですが、大まかな考えが示されています。

これをご覧いただいて分かる通り、1と2にまさに自然環境保全というものが挙げられているので、そういう意味でも、この部会で慎重に審議していかなければいけないのではないかという感触を持っておりますので、皆様、ぜひご協力をよろしくお願いします。

具体的に、促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域を除外区域と呼んでおりますけれども、そこについて、先ほど騒音等のところで例を挙げていただきましたが、特にこの部会に関係する部分としては、別紙の2ページと3ページの辺りでしょうか。そういうところでこの部会で審議するいろいろな保護地区や生物多様性というところが挙がっています。こういう除外区域が適切なかどうか、あるいは、考慮対象事項ということと言えますと、12ページ、13ページの辺りで、自然環境保全という観点から考慮すべき事項が今議論されようとしていて、具体的な議論はまだ親会でもされておりませんが、その辺りを中心にご覧いただければありがたいと思います。

ここからはご提案ですけれども、次回の自然環境部会で、今日のご説明を聞いていただいて、できれば親会の議事録もご覧いただいて、さらに、先ほど児矢野委員がおっしゃった環境省が策定しているマニュアルも事務局から送っていただいて、大部なので申し訳ないのですけれども、それを見ていただいた上で、次回の自然環境部会でまた時間を取りまして、中身の議論をしたいと思っております。

ということで、宿題を課すようで申し訳ないのですけれども、少し中をご覧いただいて考えておいていただくとありがたいと思います。

これに対して、何かご意見はありますか。

さらに、もちろん温暖化対策部会でもこれを議論しているわけですけれども、温暖化対策部会と合同で審議を行うという案も示されております。日程調整等でどうなるか分かりませんが、次回の自然環境部会でのこの案件に関する部分を温暖化対策部会と合同で審議するというのも一案かと思いますが、それについてもご意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

○中村委員 基本的なところを聞きます。

地域脱炭素化促進ですけれども、脱炭素の事業と生物多様性の保全事業はトレードオフの関係があるとよく言われると思うのですが、トレードオフの関係にならないようにするためのことを考えているということですか。

もし全然違う話だったら違いますと言ってください。

それでも、一つの考え方として、この事業をそのままやってしまうと、生物多様性がだんだん低下してしまうので、そうならないように共存するために、どちらもよくするためにこういうことをやっているという理解でいいのでしょうか。

○気候変動対策課（尾原課長補佐） 一般的に、その事業をやるに当たって、騒音、振動、悪臭といった公害や、そこに物が建つことによって動物や植物といった生態系への影響があると思うのですけれども、そういったものに配慮しながら、併せて再生可能エネルギー事業、脱炭素化を進めるという意味で、両方を両立させるための基準としてどうしたらいいかというところを道基準で定めていくことになると思います。

ですから、単純に考えれば、まずは関係法令の規制があると思います。ここで事業やってはいけないとか、ここは届出制だけれども、できるとか、許可を取らなければできないとか、そういった規制の濃淡はあると思うのですが、そういった規制と道基準が合致していると、既存の保全の考え方と合致した、これまでの規制を守った上での促進ができるだろうということが一つあります。

また、環境影響評価法では規制以上の環境配慮を求めているということになりますので、そことも考え方を合わせて、これまで道としてやってきた環境保全、環境配慮の考え方を正しく適用した道基準ができれば、これまでと同じ流れで、要は、どこかの規制を緩和して促進するという話ではなくて、これまでの規制や配慮に沿った道基準とすることで、環境保全と地域脱炭素化を両立してこうという目論見の制度でございます。

○児矢野委員 ご説明をどうもありがとうございました。

ただ、やや正確さを欠くと思うので、私から補足させていただきます。

改正温対法の趣旨というのは、脱炭素区域を市町村が指定して、指定することによって、これまでの事業に対する規制を緩和することになるのです。どういうふうに緩和するかというと、それがいけないという話ではないですよ。脱炭素を促進するためには効率性を考えて、環境の保全を維持した形で、いかに効率的に手続を簡素化にするかという話です。ですから、何が変わるかというと、ワンストップサービスとアセス法の配慮書の省略なのです。

つまり、事務局さんにご説明くださいましたけれども、改正温対法の第22条にその規定があるのですが、これまで事業をやるときには、例えば、温泉をつくります、こういうことをやりますというときには、各関係の当局から許認可を得なければいけなくて、その都度、事業者が当局に許認可を申請しなければいけなかったのです。それを、事業者が一々各当局に申請するのではなくて、ワンストップ化というのは、市町村に窓口を設けて、そこに申請すると、市町村で手続をするので、手続の簡略化なのです。

ですから、事務局もおっしゃっていましたが、環境保全に配慮はした上で、簡略化することによって環境保全に悪影響が出ないように、その促進区域の設定は、環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県基準に基づきということが、改正温対法第21条第6項に書かれているのです。

さらに、環境影響評価の手続も簡略化するというので、どこを簡略化するかというと、先ほどご説明がありましたけれども、配慮書を省略するというので、配慮書でやっていた部分を市町村が検討するということになるわけです。ですから、基本的には手続を簡略

化するという話なのだと私は理解しています。

さらに、都道府県基準は環境省令で定める基準に則して、かつ、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮してということなのです。ですから、環境省令と環境省マニュアルと環境省ハンドブックに即した形で、かつ、地域の特性を考慮しましょうということなのです。

そこで、親会では、国際的な世界遺産は特別に保護されるべきとされていて、北海道は世界遺産があるから、それを考慮しましょうという話が出ているのです。

ですから、ワンストップサービスというのは、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃掃法に基づく許認可手続の簡素化です。これはつまり、市町村に窓口を一元化するということと、アセス法の配慮書手続の省略ということで、アセス手続を簡素化します。これによって、規制緩和という言い方はあまりよくないかもしれませんが、特例措置をつくり出すということなのです。

こうした手続の簡素化のポイントは、促進事業における環境配慮の緩和と手続の透明性、民主的統制の阻害を本旨としないということなので、緩和することによってここが阻害されないように、都道府県でそれぞれの実情に即した基準案をつくれますということなのです。ですから、これはつくらなくてもいいのですが、各都道府県の判断でつくりたいならつくってください、つくった限りは市町村はそれに従わなければいけないという話なのです。

ですから、促進区域の対象から除外するということは、再エネ事業ができなくなるわけではなくて、再エネ事業をするために様々な規制緩和の手続の簡略化というものを受けられなくなるのです。

ただ、先ほど事務局からご説明あったように、受けられないということは、促進区域であることによる様々な交付金などの特典があるのですが、それも同時に受けられないということなのです。

事務局もご説明いただいたように、両方を両立しながらというのが改正温対法の趣旨なのですが、再エネの事業を導入しやすいように促進区域という規制緩和された地域をつくることができますけれども、そのときには環境保全を阻害しないようにする必要がありますので、環境省令と様々なマニュアルと道基準案をつかって、かつ、地域の実情に即した形でそれをやってくださいという構造です。

ですから、両立のためというのは確かにそうですが、改正温対法の道基準案の作成の趣旨というのは、促進区域を設定することによって環境保全を緩めないようにということなのです。

○中村委員 ご丁寧にありがとうございました。

○吉中部会長 ほかにご質問はありますか。

具体的な例で申し上げますと、スライドの4ページ目で、国が全国一律で定めた基準があるというご説明をいただきました。その中で、促進区域から一律にここは絶対に除外しないといけませんというものが定められているのは、国立・国定公園の特別保護地区・海

域公園地区・第1種特別地域が挙げられています。ですから、自然公園法の保護地域のここで挙げられている以外の地域は、全国一律には除外すべき区域にはなっていないということです。それは、北海道でもそのままがいいのか、緩めることは許されていないですけども、北海道の国立公園の資質と、それ以外の国立公園の資質を比べたときに、単純に特別保護地区・第1種特別地域というもので線引きするのがいいのか、あるいは、北海道であれば、第2種特別地域、第3種特別地域、あるいは普通地域も除外すべきなのかどうか、そういうところもご覧いただければと思います。

取りあえず、よろしいでしょうか。

ご不明な点等がありましたら、ぜひ事務局に直接お問合せいただければと思います。できれば次回に中身の議論をしたいと考えていますが、温暖化対策部会もそういう方向で考えられていて、皆さんにご同意いただけるのであれば、合同での審議もあっていいと思います。

それはいかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、事務局では、そんなに時間を空けないで、かつ、ホームワークする時間も取りつつ日程調整をしていただければと思います。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

4. その他

○吉中部会長 予定しておりました議事は以上ですが、その他として何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 事務局からありませんか。

○事務局(橋本課長補佐) 次回の自然環境部会ですが、4月の末から5月にかけて日程照会をさせていただきまして、状況が整うようでしたら改めてご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉中部会長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私の進行と以上とさせていただきます。

皆さん、どうもありがとうございました。

5. 閉 会

○事務局(本間自然環境課長) 吉中部会長、議事進行をありがとうございました。

また、各委員におかれましても、本当に長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、北海道環境審議会自然環境部会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上